(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 5月 14日

京都市長宛

提出者

住 所 京都市南区西九条高畠町31

氏 名 清水長金属工業株式会社 代表取締役 近藤 慶太 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-681-7331

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	清水長金属工業株式会社
事業場の所在地	京都市南区西九条高畠町31
計画期間	令和6年 4月 1日 ~ 令和7年 3月31日
当該重業担において租に行	っている事業に関する事項

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事 業	美 の	種	類	2464 電気めっき業
② 事 業	美 の	規	模	500,000(千円)
③ 従	業	員	数	5 2名

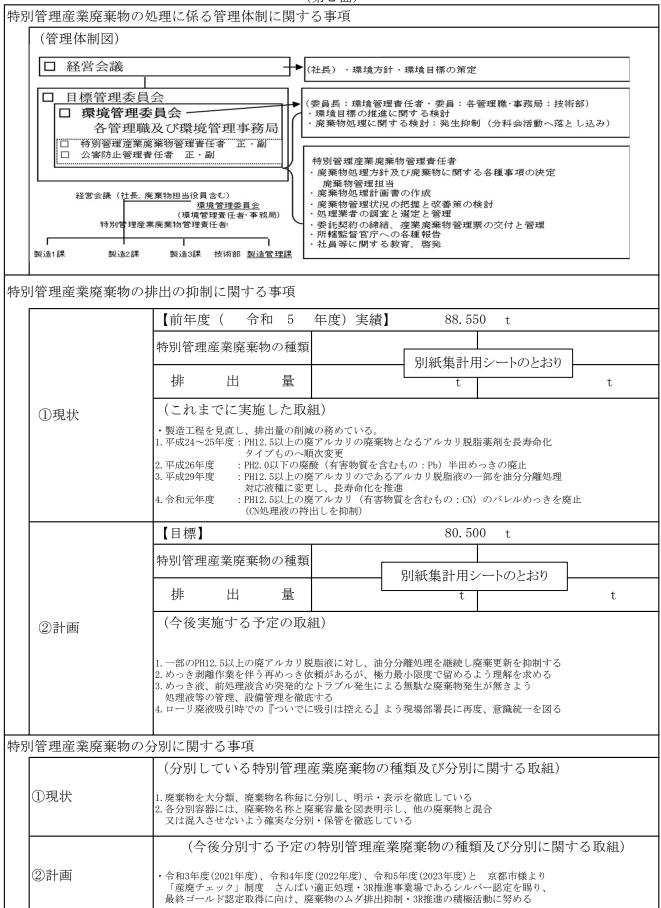
特別管理産業廃棄物発生工程

- ④ 特別管理産業廃棄物 の一連の処理の工程
- 1. アルカリ脱脂 (pH12.5以上の廃アルカリ)
- 2. 酸洗浄・めっき(pH2.0以下・ pH12.5以上の廃酸・廃アルカリ及び又は 基準値を超える有害物質を含む :廃酸・廃アルカリ・汚泥等)
- これらの使用老廃液が廃棄物として発生

|1. 電子マニフェスト登録 予約⇒登録

- ①優良産廃収集運搬許可業者に収集・ 運搬を委託
- ②優良産廃処分許可業者に最終処分を 委託
- タ記 2. JWNETにて一元管理(毎朝)通知情報を 把握
- 3. 処分場の定期的な現地確認(自主的に 凡そ5年毎)、他の期間はインター ネットにより情報確認を実施

(日本産業規格 A列4番)



自ら行う特別管理産業	廃棄物の再生利用に関する事項
	【前年度 (令和 5 年度) 実績】 0 t
	特別管理産業廃棄物の種類別紙集計用シートのとおり
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量 t
①現状	(これまでに実施した取組)
	・自ら再生利用を行う保有設備は無く、再生利用するには多額な設備投資と薬剤コスト、 多分な労力が必要であるため、自ら行う再生利用は行ったことはない。
	【目標】 0 t
	特別管理産業廃棄物の種類別紙集計用シートのとおり
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量 t
②計画	(今後実施する予定の取組)
	・自己再生利用を行うにはコスト面、労力的にも困難であり、自ら行う再生利用を行う 予定はない。
自ら行う特別管理産業 	廃棄物の中間処理に関する事項
	【前年度 (令和 5 年度) 実績】 0 t
	特別管理産業廃棄物の種類
	自 ら 熱 回 収 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量
①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量 t
	(これまでに実施した取組)
	・自ら行う中間処理、熱回収設備は無く、中間処理するには多額な設備投資と 薬剤コスト、多分な労力が必要であるため、自ら行う中間処理は行ったことはない。
	【目標】 0 t
	特別管理産業廃棄物の種類 別紙集計用シートのとおり
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量 t
②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量 t
	(今後実施する予定の取組)
	・中間処理を行うにはコスト面、労力的に困難であり、自ら中間処理を行う予定はない。

自	っ行う特別管理産業層	を棄物の埋立処分に関する事項	
		【前年度 (令和 5 年度) 実績】 0 t	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		別紙集計用シートのとおり 自 ら 埋 立 処 分	
		を 行 っ た t	t
	①現状	特別管理産業廃棄物の量	
		(これまでに実施した取組)	
		・自ら行う埋立処分は行ったことはない。	
		【目標】 0 t	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		自ら埋立処分 別紙集計用シートのとおり	
		を	t
	②計画	(今後実施する予定の取組)	
		・自ら埋立処分を行う予定はない。	
特別	▲ 川管理産業廃棄物の処	L D理の委託に関する事項	
		【前年度 (令和 5 年度) 実績】 88.550 t	
		特別管理産業廃棄物の種類	
		別紙集計用シートのとおり	
		全 処 理 委 託 量 t	t
		優良認定処理業者への	
		一	t
		再生利用業者への	
			t
	(1 /式日 /口/		
	①現状	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t
	(1)現状	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	t
	(1)現状	理 委 託 量 ^t 認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 t	t t
	(1)現状	理 委 託 量 認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	
	(1)現状	理 委 託 量 ^t 認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 t	
	①現状	理 委 託 量	
	(1)現状	理 委 託 量	t
	①現状	理 委 託 量 認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理 委 託 量 (これまでに実施した取組) - 委託基準に従って、特別管理産業物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施。 - マニフェストの管理、特別管理産業廃棄物の帳票管理を適正に管理し、保管。 - 平成25年9月18日、平成29年11月22日に処分委託先(アイザック)へ『産廃処分場現地確認』環境省現地確認がよりが一を用い確認 結果→適切に処分・管理されていることを確認した。 ・産業廃棄物委託業者対し優良認定業者登録制度の認証取得を積極的に促し、平成25年に	t
	①現状	理 委 託 量	t

(第5面)

	1214	0 ш/	
	【目標】	80. 500	t
	特別管理産業廃棄物の種類		
		別紙集計用シー	-トのとおり
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処理 委 託 量	t	t
②計画	(今後実施する予定の取組)		
	であるアルカリ脱脂剤への切替えを打合和6年度も引継き、PH12.5以上の廃減依頼活動を推し進め、排出量の抑制・コロナ禍以降、受注量増減(大きな変不調(トラブル)により、無駄な廃・エコアクション21の活用により廃棄地に変更できないか、変更出来なけが分科会活動を通じ検討・検証を重ねま・上記分科会活動の中で産廃ローリ廃が部署長に再度指示する。	アルカリ排出委託量の抑制に繋がるよう 別を図る。 動が及ぼす影響として、前処理液含め 集物発生がないよう処理液等の液管理を 物委託量をもっと『減らせられないか、 れば発生もとで使用及び廃棄量を抑制で 環境負荷低減活動に繋げる。 夜車吸引時での『ついでに吸引は控える。	、切削油分低 突発的な使用液の 徹底する。 無くせないか、 きないか』を
		度)実績】 廃 乗 物	
	排 出 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物		8. 550 t
電子情報処理組織の使用に関する事項	(今後実施する予定の取組等		
1-10/07	1. 令和2年2月度より、電子マニフェス 2. 令和2年度報告分より「産業廃棄物等 報告されるため、届出は不要	ト(電マニ)の運用を開始 状況報告書」は、JWNETから直接政令都	市様へ
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管 理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業 廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入するこ と。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

特別管理産業廃棄物処理計画書の〔集計用シート〕

・下表にない種類の特別管理産業廃棄物については、「特別管理産業廃棄物の種類」欄に、品目名を記載してください。・行が不足すれば、適宜追加してください。

																		関処理した後			((1)=(1)-(2)-(3)	3-4+6-8-9 = 2+0+8+8+8)													
特別管理産業廃棄物の種類	OD ##	出量(t)	② 自ら直接再	存生利用した量(t)	③ 自己直接 海洋投入	数理立処分又は 部分した量(t)	④ 自ら中!	関処理した量(t)	⑤ ④のうち熱	回収を行った量(t)	⑥ 自ら中間処理	した後の残さ量(t)	⑦ 自ら中間処理	により減量した量(t	8 自6中 高中和	間処理した後 用した量(t)	自ら埋	「関処理した後 位処分又は 処分した量(t)	回直接及び自 した後の毎月	ら自己処理 (本料量(r)		先による区									② 長丸原:	佐澤富者	②+8自ら再生	利用を行った量(t)	③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量(t)
					ATT DESCRIPTION OF MENT									Translate Land		海洋投入処分した量(t)		***************************************		①再生利用業者への 処理委託量(t) (3熱回収認定業者 への処理委託量(t)		区配定業者 理委託量(t)	(日勢回収認定業者以外の 勢回収業者への処理委託量(t)		⑤その他の中間処理 委託量(t)		ß埋立処分委託量(t)		への処理委託量(t)				場所以入場がと11 5元重10		
法で定められている種類(シュ レッダーダストなど、一体不可 分のものについては、空欄行 に記載してください。)	当該事業場(産業廃棄物の	こおいて生じた D種類ごとの量	直接自ら再		理立処分又は進	中間処理をせず自ら は洋投入処分した量	産業廃棄物の当	自ら中間処理した 該中間処理前の量		各回収を行った量	自ら中間処理		④の量から窓の		又は他人	5. 自ら利用し、 に売却した量	及び海洋技	5. 自ら理立処分 役入処分した量	中間処理及び最終	処分を委託した	個の量のうち 再生利用委託	. 処理業者への E量(③, 旧除く)	設置者である数	認定熱回収施設 3理業者への情却 委託量	信の量のうち。 設置者以外の数 処理業者への!	部定熱回収施設 9回収を行っている 焼却処理委託量	個の量のうち、9 中間処理した量	製託して破砕等の 他(②~母を除く)	御の量のうち。 理立て最終	、直接委託して 終処分した量	多の量のうち. 優 への委託	與認定処理業者 処理量	②の量と窓の量	(を合計したもの (計算)	③の量と③の量を合計したもの (自動計算)
	前年皮実績	今年度目標	前年皮実績	今年度目標	前午皮実績	今年度目標	前年皮実積	今年度目標	前年皮実績	今年度目標	前年皮実績	今年度目標	前年皮実績	今年度目標	前午皮実積	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年皮実績	今年度目標	前年皮実績	今年度目標	前年皮実積	今年度目標	前年皮実積	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年度実績	今年度目標	前年皮実積	今年度目標	前年皮実積	今年度目標	前年皮実績 今年皮目標
pH2.0以下の廃酸	25.420	23.000	0		0 0		0	0	0	0	0	0	0	0				0	0 25.420	23.00		0	0	0	0	0	25.420	23.000	0	0	25.420	23.000	0	0	0
pH2.0以下の廃骸(基準値を超える 有害物質を含むもの)	0.950	1.000	0		0 0		0	0	0	0	0	0	0	0				0	0.950	1.00		0	0	0	0	0	0.950	1.000	0	0	0.950	1.000	0	0	0
pH12.5以上の庚アルカリ	51.590	50.000	0		0 0		0	0	0	0	0	0	0	0		0 0		0	0 51.590	50.00		0	0	0	0	0	51.590	50.000	0	0	51.590	50.000	0	0	0
pH12.5以上の廃アルカリ(基準値を 超える有害物質を含むもの)	6.080	3.000	0		0 0			0	0	0	0	0	0	0				0	0 6.080	3.00		0) (0	0	0	6.080	3.000	0	0	6.080	3.000	0	0	0
汚泥(基準値を超える有害物質 を含むもの)	0.260	0.500	0		0 0		0	0	0	0	0	0	0	0				D	0.260	0.50		0	0	0	0	0	0.260	0.500	0	0	0.260	0.500	0	0	0
廃験(基準値を超える有害物質 を含むもの)	4.250	3.000	0		0 0		0	0	0	0	0	0	0	0		0 0		D	0 4.250	3.00		0) (0	0	0	4.250	3.000	0	0	4.250	3.000	0	0	0
合計	88.550	80.500	0		0 0	0	0	- 0	0		0	0	0	0	-	0		0	0 88.550	80.50		0		0	0	0	88.550	80.500	0	0	88.550	80.500	0	0	0

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。